ＣＰＴＰＰ
政府調達章の定める「基準額」及び「邦貨換算額」

令和６年４月１日

（適用期間：令和６年４月１日から令和８年３月３１日）

対象となるサービス	SDR （万）	邦貨換算額 （万円）
＜中央政府の機関＞		
物品	10	1,800
建設サービス	450	81,000
第十五章（政府調達）の規定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス	45	8,100
その他のサービス	10	1,800
＜地方政府の機関＞		
物品	20	3,600
建設サービス	1,500	272,000
第十五章（政府調達）の規定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス	150	27,000
その他のサービス	20	3,600
＜その他の機関＞		
物品	13	2,300
Ａ群に掲げる日本郵政株式会社、日本郵便株式会社，株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が調達する建設サービス	450	81,000

対象となるサービス	SDR （万）	邦貨換算額 （万円）
Ａ群に掲げるその他の全ての機関が調達する建設サービス	1,500	272,000
Ｂ群に掲げる機関が調達する建設サービス	450	81,000
第十五章（政府調達）の規定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス	45	8,100
その他のサービス	13	2,300

（注）邦貨換算額は直近２年間（２０２２年と２０２３年（暦年））の IMF 統計による円/SDR（特別引出権）レートの平均値を用い、２年毎に見直しています。